

上有住地区公民館新築工事設計業務 プロポーザル実施要領

本要領は、「上有住地区公民館新築工事設計業務」を受託する候補者をプロポーザル方式（以下「プロポーザル」という。）により選定するため、必要な事項を定めるものである。

1 プロポーザルの目的

上有住地区公民館は供用開始から 44 年が経過し、老朽化が進行するとともに、生涯学習の拠点として求められる多種多様なニーズへの対応が困難なものとなりつつあります。こうした状況を受け、住田町では本建物を解体の上、新たな公民館を整備することとしました。

建物の基本的な機能は、住民の生涯学習の場となる公民館と、隣接する小学校の児童たちが利用する放課後子ども教室としていますが、現在想定されているこれらの機能は決して不変のものではありません。たとえば、日本が迎えた「超高齢社会」は本町においてもやはり例外ではなく、小学校、中学校とも児童数は年々減少傾向にあります。教員1名あたりの生徒数の減少とともにきめ細かな教育が可能となる一方、日常的な集団生活が困難となることなどから、学校統合や遠距離通学についての課題を今後検討していかなければなりません。従って、前述の機能の根拠となる小学校そのものが無くなる可能性を見込む必要があります。また、高齢化率も上昇の一途を辿っており、当町においては平成7（1995）年国勢調査における28%という数値から、平成27（2015）年においては41%にまで上昇しています。こうした状況の中、社会教育法の制定から70年を数える現在、公民館が振興すべき今日的な「生涯学習」のあり方も変化しつつあると言えるでしょう。

そうした社会において、この建築は果たしてどのような役割を負うべきなのでしょう。ともすると、そう遠くない未来、現時点では想像することのできない機能が地域住民によって発見されるかもしれません。そうした背景から、本建物においては、求められる機能の変化に対し物理的に対応可能であるのはもちろんのこと、決して消費されることのない文化価値を有する建築であってほしいと考えます。またそうした意味では、敷地内にある民俗資料館はその先達であると言えるでしょう。当初小学校として建てられたこの建物は、部分的に曳家が行われたのち、現在の姿のように整備されました。建設当時、世界的な金融恐慌の余波により経済は危機的な状況を迎えており、また冷害による大凶作が生活に追い打ちをかけていました。当時の上有住村もまた例外ではなく、逼迫した財政状況の最中に行われた小学校の建設工事は、地域経済・生活の復興と郷土教育の振興にかけた地域住民の情熱によるものであったと伝えられています。こうした過程を経ながら地域住民の愛着が徐々に醸成され、社会資源としてかけがえのない価値を帯びていったことは疑いようがなく、小学校の建て替えが決定した際には、特

に保存活動を行うまでもなく、ごく当然のこととして保存活用が決まったとされています。

望むらくは、この建物と、建物を残す決断を下した民意に対し、十分な敬意をもって設計に臨まれたく、また今回整備される新しい公民館も、親から子へ、そしてまたその子へと手渡されていく建物となることを、願って止みません。

また、大船渡消防署住田分署に続き、本プロポーザルの審査委員会は提案を審査してその役割を終えるのではなく、その後も設計業務の完了、建物の竣工まで、関係者が一丸となってその過程を見守る体制とすることを予定しています。皆が選んだ案の行く末を最後まで見届け、という意味合いももちろんですが、施設の管理者、発注者、審査員、設計者がそれぞれ責任感を持ち、相互に意見を交わしながら建築を作り上げるプロセスとしています。

以上のことから、本プロポーザルは、上述の背景を十分に理解し、住田町に生まれるあたらしい風景と、その一端を担う建物についてともに考え、悩み、豊かな創造性と提案力、設計に対する熱意をもって本業務に取り組むことのできる設計者の選定を目的とするものです。

2 業務の概要

(1) 業務名

上有住地区公民館新築工事設計業務

(2) 方式

公募型プロポーザル方式

(3) 業務内容

ア 上有住地区公民館新築工事基本設計・実施設計 一式（建築、電気設備、機械設備、外構、造成、構内排水計画）

（ア） 監理業務については本契約外とし、別途協議とする。

（イ） 地形測量調査業務、地盤調査業務、現公民館解体工事設計業務については、本町が別途業務委託契約を行う。

イ 数量計算 一式

ウ 概算工事費算出 一式

エ 住田町地域デザイン会議（全3回程度を予定）への参加、資料作成

(4) 履行期間

契約日の翌日～令和2年3月末（予定）

(5) 発注者

住田町長 神田 謙一

(6) 事業計画の概要（事業計画については予定であり、今後変更になる可能性がある）

ア 施設名称

上有住地区公民館

イ 施設の場所

岩手県気仙郡住田町上有住字山脈地15-1（資料1-1、資料1-2参照）

ウ 施設用途

公民館

エ 敷地条件

(ア) 敷地の面積

約 6, 9 0 0 m²

(イ) 計画対象範囲の面積

約 3, 9 8 0 m²

(ウ) 地域・地区

- ・ 土地利用制限：都市計画区域外
- ・ 建ぺい率：70%
- ・ 容積率：300%
- ・ 防火地域：なし

(エ) インフラの整備状況

- ・ 簡易水道：前面道路の本管より引き込みを予定
- ・ 下水道：未整備地域であることから、合併処理浄化槽の設置を予定
- ・ 電気・電話：前面道路の電柱より引き込みを予定
- ・ ガス：LPガスの導入を予定

オ 施設の条件

(ア) 工事種別

新築工事

(イ) 延床面積

約 5 0 0 m²

(ウ) 想定構造規模

木造平屋

(エ) 耐震構造方式

地域の拠点として必要な耐震性・安全性・信頼性・耐久性の確保を前提に、経済性も含めた総合的な観点で検討を行い、建物に最も適した合理的な構造方式を採用する。尚、構造計算で用いられる重要度係数（用途係数）は1.5とすること。

(オ) 想定設備

冷暖房設備については、建物規模に見合った適切な機器とすること。なお、現上有住地区公民館には太陽光発電設備が設置されているが（資料2参照）、これらの設備を再利用すること。なお、機器の性能上問題が無いのであれば、必ずしも屋根に設置する必要はない。

(カ) 職員数

4名（主事1名、放課後子ども教室安全管理員1名、図書管理員1名、地域おこし協力隊1名）

(キ) 開館時間

午前9時から午後6時30分（休館日：年末年始及び祝祭日）

カ 予算額

(ア) 設計委託費

約22,000千円（税込）

(イ) 新築工事費

約196,900千円（税込。構内舗装と外構整備費を含むが、造成費は含まない。「令和2年度新鋭予算単価（令和元年5月22日 国営計第3号）」を基に導出したもの。また、本年度内に予算要求を行う見込みであるため、金額が確定しているものではない）

キ その他

その他敷地・設計条件は、資料3-1、資料3-2、資料3-3を参照のこと。

(7) 事業スケジュール（予定）

令和元年度内：基本設計・実施設計

令和2年度内：現公民館の解体工事（～7月末）及び新公民館の新築工事（～3月末）

令和3年4月：供用開始

3 住田町の概要

住田町は、総面積334.84km²、人口5,428人、世帯数2,158世帯（令和元年6月末現在）、岩手県南部の山間部に位置する町である。平坦地は極めて少なく、町北東部から西部にかけて蛇行し南下する気仙川、及びその支流沿いに集落と農耕地が集中している。砂金集落として栄えたのち、江戸期以降は内陸と沿岸を結ぶ交通の要衝として発展した。中心市街地は現在も宿場町の面影を残しており、往時の姿を偲ぶことができる。また、町の総面積のおよそ90%が森林であることから、これらの資源を活かした産業や技術が発展した。豊富な森林資源と水資源を活かし、製鉄に取り組みされてきた歴史もあるほか、高度な大工技術を持つ職人集団である「気仙大工」発祥の地としても知られる。

平成以降は「森林・林業日本一のまちづくり」をスローガンに掲げ、伐採から製材、販売ルート確保、その後の植林や森林保全、後継者の育成といった、林業にまつわる川上から川下までを町内で循環させる「住田型森林業システム」の構築が目指された。その根幹を成すのが3つの木材加工施設からなる木工団地であり、平成5年にはプレカット工場が、続く平成10年には集成材工場が、同14年には集成材のラミナを提供する製材工場が順次建設されている。住宅用の中小断面集成材が主製品ではあるものの（資料4参照）、これらは公共施設の整備にも生かされており、平成26年度の役場庁舎に続き、同29年度には消防署庁舎が木造で建設された。

町内の公共施設群は次々と耐用年数を迎えていくが、町では今後こうした施設を徐々に集約し、これらを可能な限り木造で再整備することで、「木質の中心市街地」を形成していく

こととしている。また、平成23年の東日本大震災においては、町として特段の被害は受けなかったものの、近隣自治体である陸前高田市や大船渡市、釜石市が甚大な被害を受けたことから、町の単独予算3億円を投じ、木造の仮設住宅が建設された。発災直後に専決処分をもって建設を決定し、木工団地の生産能力をフルに活用した結果、延べ3団地93戸の仮設住宅がおよそ2カ月という短期間で整備されている。

4 地区公民館付近の公共施設の概要（資料5参照）

(1) 国道340号葉山恵蘇地区道路整備事業（資料6参照）

- ・ 2か所のルート変更と、3橋の新設工事を含む道路改良工事である。
- ・ 令和4年度中の完成を見込んでおり、完成後は地区公民館前の交差点から信号機が撤去される。また、有住中学校へのアプローチとなっている「ひつわり橋」も掛け替えとなるため、中学校から地区公民館へ徒歩で移動する際は、現況に比べ大きく迂回するルートを取る事となる。

(2) 民俗資料館

- ・ 昭和60年完成 木造2階建て 882.15㎡
- ・ 元々は昭和4年に旧上有住小学校校舎として建設された建物であるが、昭和59年にその役割を新校舎に引き継ぐこととなった際、旧校舎の活用について筑波大学大学院環境科学研究所に意見を求めたところ、材料、設計、技術とも文化財級であり、保存が望ましいとの見解を得られたことから、建物のコンバージョンを決定したもの（資料7参照）。
- ・ 同年中に校舎の一部を解体して曳家が行われ、翌昭和60年に移築工事が完了し、住田町民俗資料館として供用を開始。その後、平成30年に国登録文化財として登録された。

(3) 有住小学校

- ・ 昭和60年完成 RC造2階建て 2,846.46㎡（体育館を含む）
- ・ 上有住地区公民館内には登録制の「放課後子ども教室」が設置されており、公民館機能と並ぶ重要な機能の一つとなっているが、有住小学校の児童全員が放課後子ども教室に登録を行っている。
- ・ 本町における学童保育は、世田米小学校の保護者らが同地区に設置しているが、一方の放課後子ども教室は町教育委員会が設置を行うこととなっている。近年、保護者からは開館時間の延長を望む声が多く、放課後子ども教室では対応しきれない状況であることから、今後上有住地区においても学童保育が設立される可能性がある。
- ・ 現在の設置時間は、土日と祝祭日を除く平日の15:00～18:30（夏季及び冬季休業中は13:30～17:00）となっている。
- ・ なお、学童保育と放課後子ども教室の比較については、以下を参照のこと。

	学童保育	放課後子ども教室
管轄省庁	厚生労働省	文部科学省
運営	保護者による	町教育委員会による

趣旨・対象	共働き世帯の児童を対象として、放課後等に適切な遊びの場や生活の場を提供する	全ての子どもを対象として、安全・安心な子どもの居場所を設け、地域住民の参画を得て、学習やスポーツ・文化活動、交流活動等の取り組みを推進する
町内の設置状況	生活改善センター及びふれあい館(世田米小学校の生徒のみ対象)	上有住及び下有住地区公民館(有住小学校の生徒のみ対象)
指導員等	教員免許や保育士等の有資格者 放課後児童指導員(専任)を配置	地域の大人や退職教員等を安全管理員等として配置
利用料	徴収する	徴収しない
配食(菓子)	あり	なし

- ・ 体育館は、災害時における坂本・八日町・天嶽自主防災組織の避難所として指定されているが、実態としては上有住地区公民館に避難所が開設される場合が多い。
- ・ 5月1日現在の児童数は以下の通り。

学年	1年生	2年生	3年生	4年生	5年生	6年生	計
人数	15	6	10	15	15	10	71名

(4) 有住中学校

- ・ 昭和47年完成 RC造3階建て 4,137.66㎡ (体育館を含む)
- ・ 災害時における両向・恵山自主防災組織の避難所として指定されているが、実態としては上有住地区公民館に避難所が開設される場合が多い。
- ・ 5月1日現在の生徒数は以下の通り。

学年	1年生	2年生	3年生	計
人数	4	19	15	38名

(5) 有住保育園

- ・ 平成7年完成 木造平屋建て 696.35㎡
- ・ 災害時における坂本・恵山自主防災組織の避難所として指定されているが、実態としては上有住地区公民館に避難所が開設される場合が多い。
- ・ 5月1日現在の園児数は以下の通り。

年齢	0～2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	計
人数	13	8	6	7	34名

(6) 上有住集会センター

- ・ 昭和59年完成 木造平屋建て 192.00㎡
- ・ 八日町町内会(自治公民館)、及び中心型よりあいカフェが置かれている
- ・ 自治公民館は、原則として地域住民によって建設されるものだが、当該施設は例外的に、補助事業を利用して町が建設したものを地域住民が自治公民館として利用している

(7) 町営住宅八日町団地

- ・ 平成5年～13年かけ建設 木造平屋 16棟、木造2階 5棟
- ・ 木造戸建て、かつ真壁造で建設された公営住宅団地である

(8) 高齢者生活福祉センター「アンルス」

- ・ 平成9年完成 木造平屋建て 873.26㎡
- ・ 主な機能として、デイサービスセンター、居住部門(8室)、多機能浴室等を備える

- ・有事の際の福祉避難所として指定されているが、川が近く洪水による被害が懸念される
- ・指定管理委託先：住田町社会福祉協議会

(9) 住田町木工館

- ・平成5年完成 木造平屋建て 192.00㎡
- ・主な機能として、木製家具の製作施設や展示スペースを備える
- ・建設当初は高齢者の生きがいをづくり対策として保健福祉課所管で建設されたが、利用者数が減少したことから、平成29年より産業振興施設として農政課が所管している
- ・指定管理委託先：アトリエリトア

(10) 農村公園

- ・平成9年完成 5,494.00㎡
- ・主な機能として、グラウンドゴルフ場、ゲートボール場、東屋、遊歩道等を備える

5 町内の公民館の概要

住田町教育委員会では、町民の生涯学習の拠点として、町の中心市街地に中央公民館を、また町内5地区に地区公民館をそれぞれ設置している（資料8参照）。中央公民館は5つの地区公民館の連絡・調整機能を有し、生涯学習を推進する中核施設と位置付けられ、生涯の各時期における学習機会の提供や、森林環境学習を中心とした全町的な事業を展開する役割を担っており、一方の地区公民館は、地区内の自治公民館及び平成29年度から開始された小さな拠点づくり事業（資料9参照）の連絡・調整機能を有し、町民の身近な生涯学習の拠点となっている。なお、地区公民館の管轄エリアはかつての小学校区と一致しているが、現在も残っている小学校は世田米小学校と有住小学校（旧上有住小学校）の2校のみである。

また、町内における22の自治公民館は、地域活動における最小単位となっており、コミュニティの基礎母体として様々な活動を展開している。

〈中央・地区公民館と自治公民館の設置状況〉

(中央・地区公民館)

地区名	公民館名	施設名	竣工年	付属施設
—	中央公民館	生活改善センター	S46	中央公民館図書室
世田米	世田米地区公民館	世田米地区公民館	H27	住民交流拠点施設「まち家世田米駅」と併設
大股	大股地区公民館	大股地区公民館 (旧：大股小学校)	H4	地区公民館図書室
下有住	下有住地区公民館	下有住地区公民館	H25	同上
上有住	上有住地区公民館	上有住地区公民館 (旧：役場上有住支所)	S50	同上
五葉	五葉地区公民館	五葉地区公民館	H21	同上

(自治公民館)

自治公民館 (22)	世田米地区(6)：愛宕、曙、下在、中沢、東峰、川口 大股 地区(4)：小股、大股、中井、姥石 下有住地区(4)：火の土、月山、外館、新切 上有住地区(5)：両向、恵山、坂本、八日町、天嶽 五葉 地区(3)：寒倉、五葉中、大洞
------------	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

(1) 中央公民館

- ・昭和46年完成 RC造2階建て 1,123.00㎡ (生活改善センター)
- ・「中央公民館」は建物としては存在しておらず、生活改善センターの一部(2室、170㎡程度)が「中央公民館図書室」として位置付けられている。また、生活改善センター内にはその他にも学童保育、議会事務局、議員控室等が設置されている。

(2) 世田米地区公民館

- ・平成27年完成 木造2階建て 444.77㎡
- ・住民交流拠点施設「まち家世田米駅」の一部が、世田米地区公民館として位置づけられている。伝統的な町家と土蔵群が当時の姿のまま残されていた「旧菅野家住宅」を保存・改修することとし、地域の歴史的・伝統的な魅力を生かしたパブリックスペースとしてリノベーションされている。中心地域活性化計画の中核を担う施設として整備され、交流人口の拡大や商店街の振興、観光振興などが期待される。なお、他の地区公民館に比べ変則的な運用となっており、主事は常駐しておらず、公民館の専有部は建物内に存在しない。

(3) 大股地区公民館

- ・平成4年完成 木造平屋建て 978.45㎡
- ・平成14年に閉校した大股小学校の校舎が、大股地区公民館として利用されている。

(4) 下有住地区公民館

- ・平成25年完成 木造平屋建て 394.17㎡
- ・上有住地区公民館と同じく、放課後子ども教室が併設されている。施設規模については資料10-1参照のこと。

(5) 上有住地区公民館

- ・昭和50年完成 RC造2階建て 568.62㎡
- ・当初は上有住地区公民館 兼 住田町役場上有住支所として建設されたが、平成19年をもって支所機能は閉鎖されている。
- ・災害時における八日町・天嶽自主防災組織の避難所として指定されている。ほかに上有住地区内では有住小学校体育館、有住中学校体育館、有住保育園が避難所として指定されているが、近年の実績では、上有住地区公民館1ヵ所にのみ避難所が開設されている。なお、過去3カ年における避難所の開設実績と避難者数は、以下の通り。

年	災害名	勧告・指示の別	発令日	対象世帯	対象人員	避難数	うち上有住
H28	大雨洪水警報	避難準備情報	8/17	2,253世帯	5,870人	8人	0世帯
	大雨洪水暴風警報	避難準備情報	8/22	2,253世帯	5,870人	2人	0世帯
	大雨洪水暴風警報	避難準備情報	8/30	2,253世帯	5,870人	76人	3世帯8人
	大雨洪水暴風警報	避難準備情報	9/8	2,253世帯	5,870人	10人	1世帯4人
H29	大雨洪水暴風警報	避難準備情報	9/17	2,207世帯	5,706人	3人	0世帯
	暴風警報	避難準備情報	10/22	2,207世帯	5,706人	4人	1世帯3人
H30	大雨警報	避難準備情報	9/30	2,174世帯	5,556人	38人	3世帯9人

- ・施設規模については資料10-1、資料10-2参照のこと。

(6) 五葉地区公民館

- ・平成21年完成 木造平屋建て 314.26㎡
- ・地区公民館の中では例外的に、消防団が利用するスペースが併設されている。施設規模については資料10-1参照のこと。

6 プロポーザルの概要

(1) 選定・特定方式

選定・特定方式は、以下のとおりとする。

審査段階	審査方法	備考
参加表明	参加資格及び要件を確認する。	参加資格及び要件を満たさない者のみ失格とする。
第一次審査	技術提案者の能力及び技術提案の書類審査を行う。	参加者から5者程度を選定する。
第二次審査	ヒアリングを実施し、技術提案書の内容を精査し評価する。	第一次審査で選考された者から最優秀者及び次点者を選定する。

(2) 選定結果の公表及び通知

選定結果は、速やかに住田町公式ホームページ「<http://www.town.sumita.iwate.jp>」(以下「HP」という。)で公表する。

なお、審査結果に対する異議申し立ては一切受け付けない。

第二次審査の対象となった者に対して、その旨を書面により通知する。尚、ヒアリングの内容・詳細日時・場所については、後日連絡する。

また最優秀者及び次点者の選定理由と、第一次審査通過者の技術提案説明書を、後日HPで公表する。

(3) 主要スケジュール

主要なスケジュールは、以下のとおりとする。

① 実施要領等の公表	令和元年7月26日(金)
② 質問書の提出期限	令和元年8月5日(月)午後5時
③ 質問回答書の公表(予定) ※1	令和元年8月9日(金)
④ 参加表明書の提出期限	令和元年8月16日(金)午後5時
⑤ 技術提案資料の提出期間	令和元年8月22日(木)～8月26日(月)午後5時
⑥ 第一次審査	令和元年9月13日(金)
⑦ 技術提案説明書の一般公開 ※2	令和元年9月18日(水)～9月26日(木)
⑧ 第二次審査	令和元年9月27日(金)
⑨ 審査結果公表(予定)	令和元年10月1日(火)

※1：質問回答は、HP上で公表する。

※2：第一次審査通過者の技術提案説明書のみ、一般公開展示をする。

7 主催及び事務局

(1) 主催

住田町

(2) 事務局

住田町役場 建設課

郵便番号 029-2396 岩手県気仙郡住田町世田米字川向88番地1

電話：0192-46-2115（直通）

担当：田畑 (kensetu@town.sumita.iwate.jp)

8 参加表明及び技術提案者の選定

(1) 基本的な方針

参加表明書による選定は、以下で示す基本的な参加要件を満たさない者のみを失格とし、実績の得点化等による評価は行わない。

(2) 参加に必要な基本的要件

- ア 単体企業又は複数の者で構成される共同企業体（以下「提案事務所」という。）であること。
- イ 共同企業体による提案事務所の代表者は、最大の出資比率の構成員とする。また、全ての構成員の出資比率は20%以上とする。
- ウ 令和元年7月26日時点において、提案事務所の代表者が所属又は代表する企業が建築士法（昭和25年法律第202号）第23条の規定による一級建築士事務所登録をしていること。
- エ 提案事務所は、単体企業又は共同企業体の構成員以外のもので、事業開始後、選定事業者から直接業務を受託し、又は請け負うことを予定している者（以下「協力事務所」という。）について、業務実施体制提案書内に協力事務所として明記できること。また、技術提案の内容に即して協力事務所における構造一級建築士又は設備一級建築士の関与が必要な場合には、資格者が従事できること。なお、複数の提案事務所が同一の者を協力事務所とすることは、差し支えないものとする。
- オ 提案事務所の代表者は、本業務が完了するまで本業務を責任もって総括する立場（総括責任者）として従事すること。
- カ 総括責任者たる提案事務所の代表者は、日本国内に住所を有する者で、建築士法第2条に定める一級建築士の資格を有すること。
- キ 提案事務所が第一次審査を通過した場合は、第二次審査（9月27日（金））に総括責任者が必ず出席できること。
- ク 提案事務所は、業務の着手（審査結果公表後、令和元年10月初旬ころを予定）までに住田町への指名競争入札参加資格申請（建設関連業務）の手続きを完了できること。

(3) その他

- ア 提案事務所及び協力事務所は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- イ 提案事務所及び協力事務所は、本プロポーザル手続きの開始の告示がなされた日から契約締結の時までの間に国、岩手県又は住田町からの受注業務に関し、指名停止の措置を受けていないこと。
- ウ 提案事務所及び協力事務所は、銀行取引停止となっていないこと。
- エ 提案事務所及び協力事務所は、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続き開始の申し立てをしている者若しくは再生手続き開始の申し立てをされている者（同法第33条第1項に規定する再生手続き開始の決定を受けた者を除く。）又は会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続き開始の申し立てをしている者若しくは更生手続き開始の申し立てがされている者（同法第41条第1項に規定する更生手続き開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。
- オ 提案事務所及び協力事務所の代表者、役員（執行役員を含む。）又は支店若しくは営業所を代表する者等、その経営に関与する者が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団又は同条第6号に規定する暴力団員若しくは暴力団員と密接な関係を有している者でないこと。
- カ 次に掲げる者が提案事務所及び協力事務所に所属していないこと。また、次に掲げる者から直接又は間接に支援を受ける行為は厳禁とする。
 - (ア) 審査委員及び上有住地区公民館の職員
 - (イ) 大学に所属している審査委員の研究室に現に所属している者
- キ 以上の事項を遵守し、提出物において虚偽の記載を行わないこと。

(4) 参加表明書の作成方法

参加表明書は、別添の書式（様式第1号～第3号）に基づき作成する。

- ア 参加表明書（表紙）（様式第1号）
- イ 総括責任者の経歴（様式第2号）
- ウ 総括責任者の業務実績（様式第3号）
 - ※ 業務実績は1件以上（1件でも可）記載する。複数の場合は、様式第3号1枚に全て記載すること。
- エ 提案事務所の代表者が所属又は代表する企業の建築士事務所登録通知書の写し
- オ 複数の者で構成される共同企業体にて参加表明を行う場合、共同企業体協定書（任意様式）の写し
- カ 参加表明書受領通知書用定型封筒、技術提案書受領通知書用定型封筒、第一次審査結果通知書用定型封筒を各1枚（計3枚）
 - ※ 提案事務所の代表者宛とし、宛先住所氏名を記載のこと。各封筒に必要な郵便切手を貼付すること。

9 質問書及び参加表明書の提出方法

(1) 質問書の提出

ア 提出期限

令和元年8月5日(月)午後5時まで

イ 提出場所

事務局

ウ 提出方法

質問がある場合は、電子メールにより様式第4号をPDFにて添付し提出すること。郵送、ファックス、電話又は口頭等での質問は受け付けない。また、質問事項は簡潔に記入することとし、記入欄が足りない場合は、適宜記入欄又は用紙を追加して作成すること。

エ 提出書類

様式第4号

オ 回答方法

質問に対する回答については、一括して質問回答書としてとりまとめを行ったうえ、令和元年8月9日(金)(予定)にHP上に掲載する。質疑応答の内容は、本要領の追加、または修正とみなすものとする。

(2) 参加表明書の提出

ア 提出期限

令和元年8月16日(金)午後5時まで

イ 提出場所

事務局

ウ 提出方法

郵送又は宅配便(提出期限まで必着とし、簡易書留郵便等、配達記録が残るものに限る。)により提出すること。提出する封筒には「参加表明書在中」と記載すること。提出書類の持参は受け付けない。

エ 提出書類

上記8(4)のとおり

オ 通知

参加の可否の通知は、参加表明書受領通知書の郵送(8月19日(月)発送予定)をもって行う。

カ 注意事項

参加表明書等を提出した者は、本実施要領等の記載に同意したものとみなす。

10 第一次審査及び第二次審査における評価及び特定方法

(1) 基本的な方針

評価は「業務実施体制説明書」及び「技術提案説明書」からなる「技術提案資料」によって行う。

「技術提案資料」は、設計業務における具体的な取組方法・実施体制について提案を求めるものであり、当該業務の具体的な内容及び成果品の一部の作成や提出を求めるものではない。

具体的な設計作業は、契約後に技術提案資料に記載された取組方針を反映しつつ、発注者から提示する資料や住田町地域デザイン会議における議論等をふまえ、発注者と協議の上進めるものとする。

(2) 技術提案資料の審査のポイント及び作成方法

ア 業務実施体制説明書

(ア) 審査のポイント

提案事務所及び協力事務所の各担当者の役割分担並びに人員構成について、具体名（企業名及び実名）を記載すること。また、関連するこれまでの業務実績を記載する場合は業務名を示し、本プロポーザルとの関係性を示すこと。

(イ) 作成方法

- ・ A3用紙（片面）ヨコ1枚で記載すること。
- ・ 文字は読みやすい大きさとすること（9ポイント以上）。
- ・ 業務実施体制説明書の右上隅に、返信され参加表明書受領通知書に記載されている登録番号を記載すること。番号のフォントは10ポイントとする。

イ 技術提案説明書

(ア) 提案課題

別添資料に記載された設置条件等を踏まえ、下記の提案課題に対する考え方及び実施方針を記載すること。

(1) 「既存の民俗資料館との連続性」についての提案

- ・ 外観の意匠や半屋外空間、民俗資料館前のスペースに対する考え方
…造成を極力行わず、段差を活かした整備とすること

(2) 「建物の配置及び外構計画」についての提案

- ・ 歩行者動線（公民館利用者、登下校時の児童）と車両動線（小学校への来客、公民館の駐車場、スクールバスの乗降）の共存に対する考え方
…殺風景な駐車場ではなく、周辺施設と一体となった外構とすること

(3) 「地域産業の振興についての提案」

- ・ 林業・木材関連製造業や、地域に根差した技術を利用した構法に対する考え方
…極力町内で生産可能な素材による構法とすること

(4) 「持続可能性の高い施設」についての提案

- ・維持管理費や環境負荷の低減、自然エネルギーを活かした空調・暖房・換気システムや、断熱性能に対する考え方
- …イニシャルコストとランニングコストの適切なバランスを考慮すること

(5) 「防災の要となる安全・安心な施設」についての提案

- ・耐震構造や、非常時における電気・給排水設備のバックアップ体制
- …周辺施設との連携を考慮し、適切な仕様とすること

(イ) 作成方法

- ・ A 3 用紙（片面）ヨコ 2 枚で記載すること。
- ・ 提案課題に対する基本的な考え方を簡潔に記述すること。また文字は読みやすい大きさとする（9 ポイント以上）。
- ・ 文章を補完するためのイメージ図（概念図）、イラスト、パース、スケッチ等、必要と考えるものは適宜判断の上、挿入すること（着色・彩色可）。
- ・ 技術提案書の提出者（設計共同体の構成員、協力事務所を含む）を特定することが出来る内容の記述（具体的な物件名、人名、社名、写真、記号、ふちどり等）を記載してはならない。仮に記載されていた場合は、失格とし審査の対象外とする可能性がある。
- ・ A 3 判の技術提案説明書の右上隅に、返信された参加表明書受領通知書に記載されている登録番号を記載すること。番号のフォントは 10 ポイントとする。

(3) 評価の手順及び受託候補者の選定

ア 第一次審査

業務実施体制説明書及び技術提案説明書は、あらかじめ定められた評価基準に基づき審査委員会において公正に審査し、評価を行う。

イ 第二次審査

第一次審査時の評価基準と基本的には同一とし、ヒアリングをふまえて評価を行う。提案者の説明は、第一次審査時に提出した技術提案資料に基づきパワーポイント等を活用して行うものとし、新たな資料の作成、提出及び提示は認めない。ただし、模型に関しては、技術提案書中に模型写真を表示していなくとも、発表者の任意により持ち込みを認めるものとする。尚、模型のサイズや個数の制限は特に設けない。

ウ 受託候補者の選定

最終的な受託候補者の選定に当たっては、審査委員会の意向を踏まえて総合的に評価を行い、最優秀者 1 者、次点者 1 者を選定する。最優秀者と設計内容について協議を行った上で、本業務を受託する設計業者として契約を行うものとする。また最優秀者と協議が整わない場合には、次点者と協議を行った上で進めることとする。

(4) 審査委員会

受託候補者の選定に係る審査は、「上有住地区公民館新築工事設計業務プロポーザル審査委員会設置要領」により組織された審査委員会が行う。なお、審査の公平性に影響を与える行為は厳禁とする。

ア 審査委員（予定）

- ・ 大月 敏雄（東京大学教授）
- ・ 柴田 久（福岡大学教授）
- ・ 南雲 勝志（ナグモデザイン事務所）
- ・ 村上 繁喜（上有住地区公民館長）
- ・ 菊池 国子（有住小学校 校長）
- ・ 菊池 宏（教育長）
- ・ 伊藤 豊彦（教育次長）

イ 審査日

（ア）第一次審査会（非公開）：令和元年9月13日（金）

（イ）第二次審査会（一部公開※）：令和元年9月27日（金）

※ 提案者による説明及びヒアリングを公開することとする。

(5) 技術提案説明書の一般公開

第一次審査通過者の技術提案説明書のみ、二次審査に先立ち一般公開展示をする。なお、一般公開は審査に影響しない。

- ・ 日時：令和元年9月18日（水）～ 26日（木）（土日祝を除く8:30～18:00）
- ・ 場所：住田町役場交流プラザ

11 技術提案資料の提出方法

(1) 提出期限

令和元年8月22日（木）～ 8月26日（月）午後5時まで

(2) 提出場所

事務局

(3) 提出方法

郵送又は宅配便（提出期限まで必着とし、簡易書留郵便等、配達記録が残るものに限る。）により提出すること。提出する封筒には「技術提案資料在中」と記載すること。提出書類の持参は受け付けない。

(4) 提出書類

- ア 技術提案資料提出書（様式第5号） 1部
- イ 業務実施体制説明書（A3） 15部
- ウ 技術提案説明書（A3） 15部
- エ アからウに掲げる書類の電子データ 1枚（CD-R）

※ CD-Rの表面には参加表明受領書に記載されている登録番号を記載すること。

(5) 通知

事務局による提出書類の受領確認後、技術提案書受領通知書の郵送（8月29日（木）発送予定）を行う。

12 契約の手続き

町は、提案書を基に本業務を受託する設計業者と業務内容等について協議し、契約を締結するための仕様書等の調整を行い、契約内容の確定をする。本業務を受託する設計業者は、確定した仕様書に基づき、見積書を提出し、住田町財務規則の規定により作成された予定価格の範囲内であれば、契約締結の手続きを行う。

13 交付する書類及び資料

書類及び資料はすべてHP上のみで交付する。郵便等による資料送付は行わない。

(1) 実施要領及び様式集

- ア 上有住地区公民館新築工事設計業務プロポーザル実施要領
- イ 様式集（様式第1号～第5号）

(2) 資料編

- ア 資料1-1：対象敷地と計画対象範囲
 - イ 資料1-2：敷地内の高低差
 - ウ 資料2：上有住地区公民館太陽光発電設備の概要
 - エ 資料3-1：必要諸室等面積表
 - オ 資料3-2：ゾーニングイメージ図（参考）
 - カ 資料3-3：計画上の留意事項
 - キ 資料4：住田町内の集成材工場における材の製造可能範囲
 - ク 資料5：地区公民館付近の公共施設一覧
 - ケ 資料6：国道340号葉山恵蘇地区道路整備事業の完成予定図
 - コ 資料7：平成28年度岩手ヘリテージマネージャー育成講習会実施報告書
（抜粋、一般社団法人 岩手県建築士会）
 - サ 資料8：上有住地区の概要
 - シ 資料9：小さな拠点づくり事業概要
 - ス 資料10-1：各地区公民館平面図
 - セ 資料10-2：上有住地区公民館 図書室及び学習室 現況平面図
- ※ 敷地図のCADデータは、資料1-2と資料6のみ配布する。

14 その他

(1) 失格条件

提出された書類が、次に掲げる条項の一つに該当する場合は失格となることがある。
また失格となったときは、その設計業者に対して指名停止措置を行うことがある。

- ア 提出書類の提出方法、提出先、提出期限に適合しないもの。
- イ 提出書類の作成方法で示された条件に適合しないもの。
- ウ 提出書類に記載すべき事項の全部または一部が記載されていないもの。
- エ 虚偽の内容が記載されているもの。
- オ この要領に定める手続き以外の手法により、審査員又は関係者にプロポーザル競技に対する援助を直接または間接に求めた場合。

(2) プロポーザル参加に係る費用負担

提出書類の作成・提出、及びヒアリングへの参加に係る費用は応募者の負担とする。

(3) 現地見学について

現地説明会は実施しない。なお、現地見学又は調査を行う場合は、所有者及び近隣へ迷惑がかからないよう十分配慮すること。

(4) 提出書類の取り扱い

- ア 提出書類は、返却しないものとする。
- イ 提出書類は、選考及び一般公開の目的以外で、無断で使用しないものとする。
- ウ 提出されたプロポーザル等の著作権は、応募者に帰属するものとする。ただし、住田町が必要と認めた場合には、無償で使用できることとする。
- エ 提出書類は、必要な範囲内において複製することができるものとし、HP上で公表することがある。

(5) その他

- ア 本業務を受託した設計業者（協力を受けるほかの設計業者を含む）が、製造業及び建設業と資本・人事面等において関連があると認められた場合、当該関連を有する製造業及び建設業の企業は、本業務に係る公示の入札に参加し又は当該工事を請け負うことが出来ない。
- イ 提出期限日以降における書類の差し替え又は再提出は認めない。また、提出書類に記載した配置予定技術者は、病休、死亡又は退職等極めて特別な場合を除き、変更することができない。
- ウ 本業務において使用する言語、通貨及び単位は、日本語、日本円、日本の標準時及び計量法（平成4年法律第51号）とする。
- エ 今後の社会情勢や財政事情の変化、その他不可抗力等により、事業計画等の変更又は中止をする場合がある。この場合、参加者に対して住田町は一切の責任を負わないものとする。
- オ 主催者は、本業務を受託した設計業者（協力を受けるほかの設計業者を含む）の提出案に拘束を受けないものとする。